

Q. 残業代の支払名目はどのようなものがありますか？

残業代の支払があったかどうかは、名目のみにとらわれず、その実質に着目して判断すべきと考えられていますので、残業代の支払と認められるためには、残業代の支払としての実質を有していなければなりません。

残業代の名目、あるいは賃金規程等で残業代の趣旨で支給する旨定めた上で賃金を支払ったとしても、残業代の支払としての実質を有していなければ、残業代の支払と認められませんが、これについては、残業代の支払と認められるかどうかと残業代の名目が関係ないということを意味するわけではありません。「営業手当」や「特別手当」等、その名目から残業代と推認できないものは、賃金規程に当該手当が残業代である旨明記し周知させたり、労働契約書にその旨明示して合意しておかなければ残業代の支払として認めてもらえないのが通常ですし、残業代の実質を有しないと判断されるリスクが高くなりやすいので、残業代の名目は「時間外勤務手当」等、名称自体から残業代であることを推認させる名目とすることをお勧めします。